

令和4年度第2回茨木市空家等対策協議会

－ 会議次第 －

◆ 日 時 令和5年2月20日（月）午前10時～正午

◆ 場 所 茨木市役所本館4階 理事者控室

◆ 次 第

○開会

○議事（案件）

- 1 会議の公開・非公開について
- 2 諮問について
- 3 空家等対策計画の見直し等について
- 4 特定空家等に対する取組状況について

○閉会

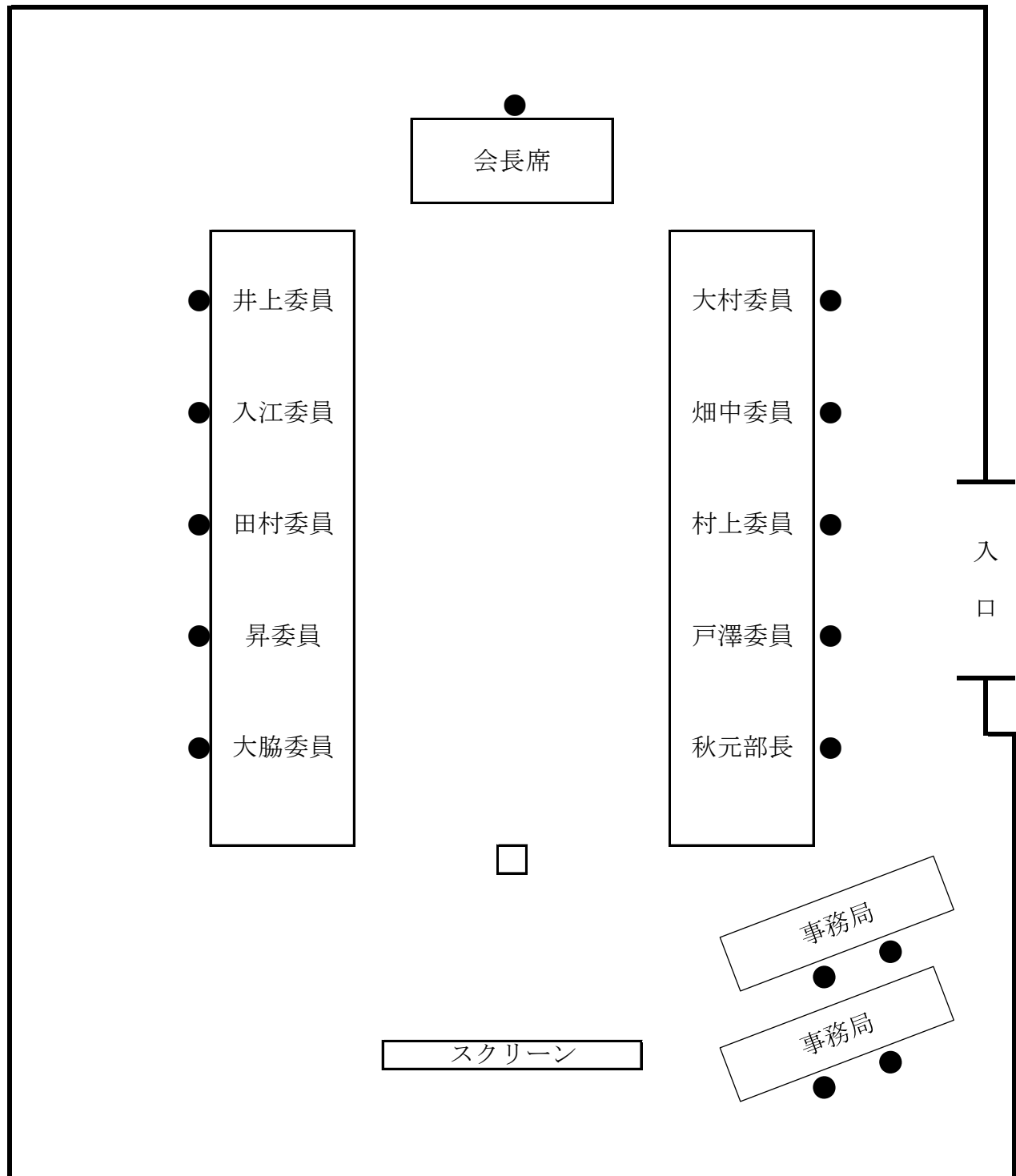
茨木市空家等対策協議会委員名簿

(委員)

区分	分野	氏名	職・経歴
学識経験者等	住宅	吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授
	建築	井上 えり子	京都女子大学家政学部教授
	法務	入江 寛	入江 寛法律事務所 弁護士
	法務	田村 綾子	西村司法書士事務所 司法書士
	建築	昇 勇	昇設計室代表 一級建築士
	不動産	大脇 久徳	(株)富士商会代表取締役
市議会議員		大村 卓司	建設常任委員会委員長
		畑中 剛	建設常任委員会副委員長
市民		村上 貴信	
		戸澤 まり子	

令和4年度第2回 茨木市空家等対策協議会 配席図

令和5年2月20日（月）
茨木市役所 本館4階 理事者控室
(敬称略)



空家等対策計画の見直し等 について

- 令和5年度 空家実態調査
- 令和6年度 空家計画見直し

令和 5 年度 空家実態調査

平成29年 3 月に策定した『茨木市空家等対策計画』が令和 7 年 3 月末で計画期間満了を迎える。令和 6 年度の計画見直しに先立ち、令和 5 年度に空家実態調査を行う。

目的	茨木市内の空家の件数や程度等の実態を把握し、計画見直しを行う基礎資料とする。
調査範囲	茨木市内全域
履行期間	令和 5 年度
現地調査対象	空家と想定される建物の外観調査 調査対象件数：戸建住宅、店舗等 <u>2,500件程度</u> と想定 【参考】平成30年度 空家実態調査（全戸空室の長屋は対象） 現地調査件数 2,543件 空家等と判断した建築物 1,147件
調査の流れ	①計画準備 ②実態調査 ・机上調査（調査対象の整理） ・調査項目及び判定基準の検討 ・調査準備 ・現地調査 ③報告書の作成

令和 6 年度 空家等対策計画の見直し

(1) 記載項目の検討

- ・計画策定の背景と目的
- ・これまでの取組み内容と評価
- ・茨木市における空家等の現状と課題
- ・空家等対策の基本的な方針
- ・空家等対策に関する施策・取組

(2) 目標値の設定

- ・現行の空家計画には目標値を記載していないが、実態調査等に国費を充当する場合は、計画への数値目標の設定や具体的施策に関する記載が条件となっている。

(3) 令和 5 年度

- ・計画見直しに先立ち、これまでの取組み状況、現状と課題を整理
→空家等対策協議会で協議

報告事項

- セミナーの実施（予防・抑制）
- 茨木市建築組合との協定（住宅の修理等）
- 宅地建物取引業協会北大阪支部との協定（活用相談）

セミナーの実施（予防・抑制）

- 令和4年10月22日 空家の予防・抑制に関するセミナーを開催
 - ・ 空家になってから動き出すのではなく、「空家になる前にできること」「空家になった時に必要なこと」をあらかじめ考えていただき、ご家族などで話し合っただけのきっかけになるよう、意識啓発を目的として実施
 - ・ 参加者25名

講師

- ・ 大阪司法書士会 クローバースタイル法務事務所 平井司法書士
「放っておけない空き家の話」空家問題の背景、空家にしないポイント
- ・ 住宅金融支援機構
「リ・バース60」リバースモーゲージの説明・事例紹介



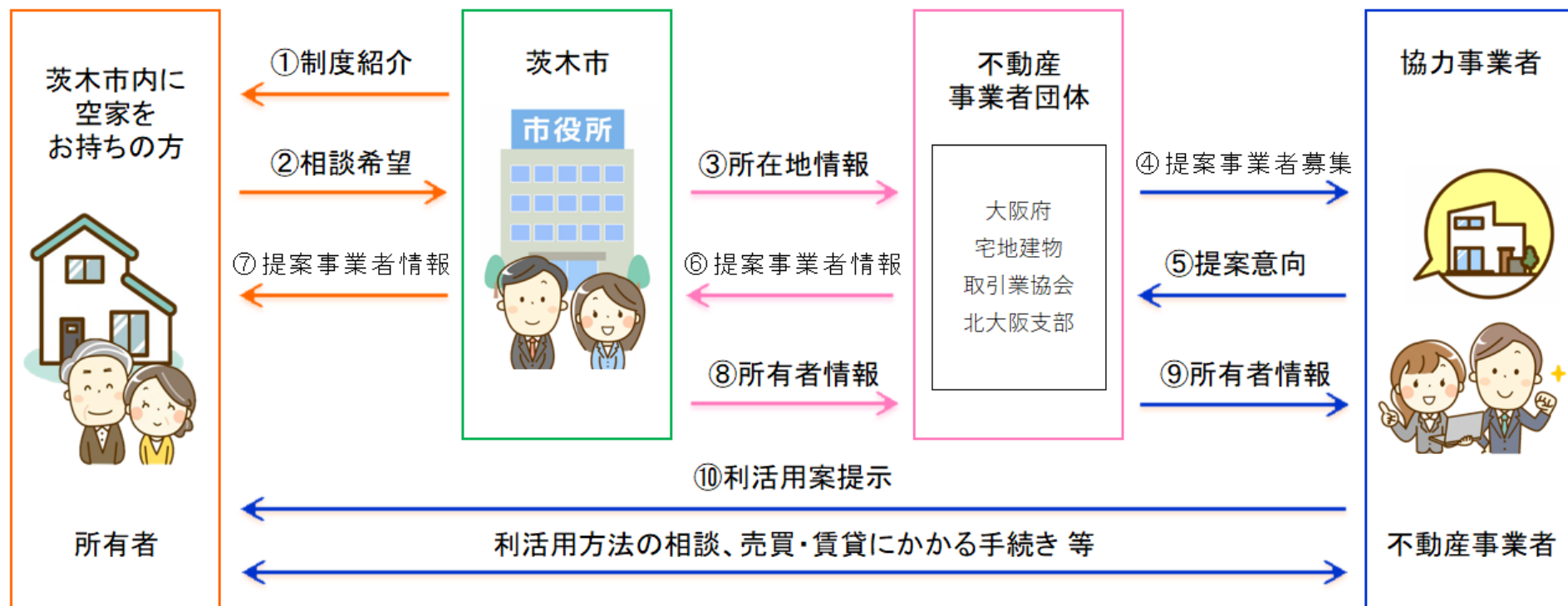
茨木市建築組合との協定（住宅の修理等）

- 令和4年11月16日 「災害時における住宅の修理等に関する協定」を締結
 - ・地震、風水害等の災害が発生した場合以外でも、平常時から住宅の修理等に関する相談ができる。

業者名	住所
株式会社秋田工務店	春日五丁目 5 番 4 6 号
アミュー建設株式会社	小柳町 8 番 2 0 号
株式会社エフワンエヌ ※防水	星見町 2 2 番 1 1 号
株式会社掛谷工務店	上中条一丁目 1 1 番 2 3 号
木本建設株式会社	豊川四丁目 9 番 1 0 号
株式会社工栄建設	中穂積三丁目 1 5 番 3 6 号
株式会社住建工務店	豊川四丁目 2 0 番 7 号
株式会社杉山工務店	玉島二丁目 7 番 3 0 号
株式会社橙工務店	水尾二丁目 6 番 1 9 号
株式会社橋本工務店	春日一丁目 1 5 番 2 4 号
株式会社南工務店	上穂積四丁目 8 番 2 4 号
株式会社森工務店	新堂三丁目 8 番 1 1 号

宅地建物取引業協会北大阪支部との協定（活用相談）

- 令和4年12月12日 「空家等対策の推進に関する相談業務にかかる協定」を締結
- ・所有している空家について、売買、賃貸借、リフォーム、解体等の相談・提案等により利活用支援を行う。



今後のスケジュール（予定）

